



働き方改革準備 中小企業に訴え

金沢でセミナー

社会保険労務士山田事務所(金沢市)の働き方改革関連法直前対策セミナー(本社後援) 写真は14日、同市の県青少年総合研修センターで開かれた。講師の三井敏彦代表は中小企業の中には、同法の適用時期が異なるケースもあるとし、「抜かりなく準備してほしい」と求めた。

三井代表は主要な改正項目として時間外労働の上限規制や年次有給休暇5日間

取得の義務化などを挙げ、内容を詳しく説明した。有休に関しては「例えば半日の休みが10回あっても合計5日間。そうした活用で乗り切ろう」と話した。経営者ら約50人が聴講した。